

主な内容

- 2面 論説、会長あいさつ
- 3面 当面の問題シリーズ
- 4～5面 第55回定期大会議案
第3号議案、第4号議案
第5号議案、質疑応答

東京税政連

発行所 東京税理士政治連盟
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1
東京税理士協同組合会館3階
電話 03(3356)4479
URL <https://t-zeisei.jp>

当紙編集は、東京税理士協会会員の協賛により行われております。

編集責任者 小倉 修

税制改正大綱

「インボイス」導入に反対

災害損失控除創設、税理士法改正を

衆議院院選が終了し、いよいよ税制改正の議論が本格化する。新型コロナウイルスの影響により疲弊した我が国の経済の再生に向けて、財政規律の課題とともにその方向性が注目されている。

東京税理士政治連盟(以下、「本連盟」という。)は、令和4年度税制改正大綱に以下の三点が盛り込まれるよう全力で活動していく。

令和4年度改正の取り組み
一点目は、かねてより要望を続けているインボイス制度導入の廃止もしくは凍結である。

本年10月から「適格請求書発行事業者の登録申請書の」受付が開始されている。すでに一部の業界において

「平成28年度税制改正法附則」では、「軽減税率制度の導入後3年以内をめどに、適格請求書など保存方式の導入に係る事業者の準備状況及び事業者取引への影響

の可能性があるを検証し、必要があるか否かが、今後の取引に影響する事例が生じている。

「現在法上の雑損控除による取り扱いは、救済が不十分といえる。災害による資産に関する損失については、他の損失と独立させて、被災者への税負担の軽減を図るべきである。

「二点目は、災害損失控除の創設である。近年、我が国では、大規模な災害が頻発している。

「現行法上の雑損控除による取り扱いは、救済が不十分といえる。災害による資産に関する損失については、他の損失と独立させて、被災者への税負担の軽減を図るべきである。

「三点目は、税理士法改正の実現である。昨年度、与党税制改正大綱の検討事項に「税理士制度の見直し」が明記され、日本税理士会連合会は、本年6月に「ICT化とウィズコロナ時代の対応」一多様な人材の確保」「税理士制度に対する信頼の向上を図るための環境整備」を主な項目とする改正要望書を理事会決定した。

「これらの税理士法改正は、経済社会の構造変化に対応して税理士の業務を進化させ、将来にわたって国民より一層信頼される税理士制度を確立するために必要不可欠なものである。

「本連盟は、わが業界の更なる発展を目指し、令和4年通常国会での実現に向けて、強力に運動していく。

「今年10月1日からは、令和4年度税制改正大綱の検討が本格化する。新型コロナウイルスの影響により疲弊した我が国の経済の再生に向けて、財政規律の課題とともにその方向性が注目されている。

「東京税理士政治連盟(以下、「本連盟」という。)は、令和4年度税制改正大綱に以下の三点が盛り込まれるよう全力で活動していく。

「令和4年度改正の取り組み
一点目は、かねてより要望を続けているインボイス制度導入の廃止もしくは凍結である。

「本年10月から「適格請求書発行事業者の登録申請書の」受付が開始されている。すでに一部の業界において

「平成28年度税制改正法附則」では、「軽減税率制度の導入後3年以内をめどに、適格請求書など保存方式の導入に係る事業者の準備状況及び事業者取引への影響

の可能性があるを検証し、必要があるか否かが、今後の取引に影響する事例が生じている。

「現在法上の雑損控除による取り扱いは、救済が不十分といえる。災害による資産に関する損失については、他の損失と独立させて、被災者への税負担の軽減を図るべきである。

「二点目は、災害損失控除の創設である。近年、我が国では、大規模な災害が頻発している。

「現行法上の雑損控除による取り扱いは、救済が不十分といえる。災害による資産に関する損失については、他の損失と独立させて、被災者への税負担の軽減を図るべきである。



東京税理士政治連盟 第55回定期大会

第55回定期大会を開催

昨年引き続きコロナ禍で縮小開催

9月24日、本連盟は京王プラザホテルにおいて第55回定期大会を開催した。

昨年同様、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、国会議員等を講師に招いて実施している研修会と来賓を招いての懇親会は中止となった。さらに、出席

代議員に対しマスクの着用を依頼し、感染防止のため外出を控えている方や大会当日に体調が芳しくない方

については、参加を控えるよう呼びかけるなど細心の注意を払い開催に臨んだ。

そのような中、当日は出席

した代議員により、熱心な審議が行われた。

今大会では、例年付議される前年度の運動経過と組織活動報告、本年度の運動方針と組織活動方針などに

加え任期満了に伴う役員改選が審議され、全7議案が承認可決された(議案の詳細な内容は、第1号、第2号議案は本紙第224号の4面、第3号、4号、5号議案は本紙225号の4

面5面を参照)。

また、当日承認された令和3年度の運動方針では、令和4年度税制改正に向け

「今年10月1日からは、令和4年度税制改正大綱の検討が本格化する。新型コロナウイルスの影響により疲弊した我が国の経済の再生に向けて、財政規律の課題とともにその方向性が注目されている。

「東京税理士政治連盟(以下、「本連盟」という。)は、令和4年度税制改正大綱に以下の三点が盛り込まれるよう全力で活動していく。

「令和4年度改正の取り組み
一点目は、かねてより要望を続けているインボイス制度導入の廃止もしくは凍結である。

「本年10月から「適格請求書発行事業者の登録申請書の」受付が開始されている。すでに一部の業界において

「平成28年度税制改正法附則」では、「軽減税率制度の導入後3年以内をめどに、適格請求書など保存方式の導入に係る事業者の準備状況及び事業者取引への影響

の可能性があるを検証し、必要があるか否かが、今後の取引に影響する事例が生じている。

「現在法上の雑損控除による取り扱いは、救済が不十分といえる。災害による資産に関する損失については、他の損失と独立させて、被災者への税負担の軽減を図るべきである。

「二点目は、災害損失控除の創設である。近年、我が国では、大規模な災害が頻発している。

「現行法上の雑損控除による取り扱いは、救済が不十分といえる。災害による資産に関する損失については、他の損失と独立させて、被災者への税負担の軽減を図るべきである。

「三点目は、税理士法改正の実現である。昨年度、与党税制改正大綱の検討事項に「税理士制度の見直し」が明記され、日本税理士会連合会は、本年6月に「ICT化とウィズコロナ時代の対応」一多様な人材の確保」「税理士制度に対する信頼の向上を図るための環境整備」を主な項目とする改正要望書を理事会決定した。

「これらの税理士法改正は、経済社会の構造変化に対応して税理士の業務を進化させ、将来にわたって国民より一層信頼される税理士制度を確立するために必要不可欠なものである。

「本連盟は、わが業界の更なる発展を目指し、令和4年通常国会での実現に向けて、強力に運動していく。

「今年10月1日からは、令和4年度税制改正大綱の検討が本格化する。新型コロナウイルスの影響により疲弊した我が国の経済の再生に向けて、財政規律の課題とともにその方向性が注目されている。

「東京税理士政治連盟(以下、「本連盟」という。)は、令和4年度税制改正大綱に以下の三点が盛り込まれるよう全力で活動していく。

「令和4年度改正の取り組み
一点目は、かねてより要望を続けているインボイス制度導入の廃止もしくは凍結である。

「本年10月から「適格請求書発行事業者の登録申請書の」受付が開始されている。すでに一部の業界において

「平成28年度税制改正法附則」では、「軽減税率制度の導入後3年以内をめどに、適格請求書など保存方式の導入に係る事業者の準備状況及び事業者取引への影響

の可能性があるを検証し、必要があるか否かが、今後の取引に影響する事例が生じている。

「現在法上の雑損控除による取り扱いは、救済が不十分といえる。災害による資産に関する損失については、他の損失と独立させて、被災者への税負担の軽減を図るべきである。



定期大会で名譽会長から紹介された新執行部

新年号掲載の新春写真を募集

東京税政連では令和4年1月1日発行の本紙1面に掲載する新春写真を募集します。奮ってご応募下さい。

- ◆テーマ 自由。新年号にふさわしいもの。タイトルを添えて。
- ◆サイズ A4ヨコで掲載されます。
- ◆条件 税理士が撮影したもので、未発表のもの。データをメールにて送るか写真を郵送。
- ◆送付方法 令和3年12月1日(水)
- ◆締切 E-Mail : info@tozeisei.jp
- ◆送付先 郵送 : 〒151-0051 渋谷区千駄ヶ谷5-11-1 東京税理士協同組合会館3階 東京税理士政治連盟事務局 行



※ご不明な点は、本連盟事務局(☎03-3356-4479)までお問い合わせ下さい。

新執行部が始動!

今年役員改選の年であり、定期大会終了と共に新執行部が始動した。重点運動である納税者の声や反映された税制改正の実現や税理士制度の発展を目指した

「今年10月1日からは、令和4年度税制改正大綱の検討が本格化する。新型コロナウイルスの影響により疲弊した我が国の経済の再生に向けて、財政規律の課題とともにその方向性が注目されている。

「東京税理士政治連盟(以下、「本連盟」という。)は、令和4年度税制改正大綱に以下の三点が盛り込まれるよう全力で活動していく。

「令和4年度改正の取り組み
一点目は、かねてより要望を続けているインボイス制度導入の廃止もしくは凍結である。

「本年10月から「適格請求書発行事業者の登録申請書の」受付が開始されている。すでに一部の業界において

「平成28年度税制改正法附則」では、「軽減税率制度の導入後3年以内をめどに、適格請求書など保存方式の導入に係る事業者の準備状況及び事業者取引への影響

の可能性があるを検証し、必要があるか否かが、今後の取引に影響する事例が生じている。

「現在法上の雑損控除による取り扱いは、救済が不十分といえる。災害による資産に関する損失については、他の損失と独立させて、被災者への税負担の軽減を図るべきである。

「二点目は、災害損失控除の創設である。近年、我が国では、大規模な災害が頻発している。

「現行法上の雑損控除による取り扱いは、救済が不十分といえる。災害による資産に関する損失については、他の損失と独立させて、被災者への税負担の軽減を図るべきである。

「三点目は、税理士法改正の実現である。昨年度、与党税制改正大綱の検討事項に「税理士制度の見直し」が明記され、日本税理士会連合会は、本年6月に「ICT化とウィズコロナ時代の対応」一多様な人材の確保」「税理士制度に対する信頼の向上を図るための環境整備」を主な項目とする改正要望書を理事会決定した。

「これらの税理士法改正は、経済社会の構造変化に対応して税理士の業務を進化させ、将来にわたって国民より一層信頼される税理士制度を確立するために必要不可欠なものである。



咲きほころぶ彼岸花を見て
幼少の頃の母とのやり取り
を思い出す。私は花があまりに
綺麗だったのでそれを
摘み、家に持って帰ったが、
母は喜んでくれた大感激。
どうやら「火を願う」とい
うことになったので、家で
家を持って入るのは駄目だ
という。当時は到底理解で
きなかったが、今はそんな
言い伝えや風習も楽しみながら
散歩し、花を愛でる。▼
オリンピック・パラリンピ
ックが無事に終わり、自民
党の総裁選、そして衆院選
と世の中が忙しくなっ
てきている。緊急事態宣言
がひとまず解除され、自粛
生活も少しずつ元に戻りつ
つある。コロナ収束後の新
しい世の中が今後どのように
に進むかは想像もつかない
が、そこには「火を願う」
ことなく平穏な世界を望み
たい▼しかし、税理士とし
てはのんびりばかりはして
られない。10月1日から
インボイスの発行事業者登
録申請が開始されてくるこ
とは東政政としても税理士
個人としても対応を迫られ
ることとなる。また、ウィ
ズコロナが日常となるので
あればICT化への対応も
急務である▼税理士の存
在価値は社会的信頼を基盤
として成り立つものである
。改めて納税者の声を聴
き、社会の要請に柔軟に対
応することも我々に必要な
ことではないだろうか?

第55回 名倉会長あいさつ(要旨・抜粋)

コロナ感染着数はようやく減少傾向となりましたが、なお予断を許さぬ状況です。

さて、現在、自民党の総裁選が行われており、4人の候補者の政策が議論されております。新総裁にはコロナ禍の収束、経済の再生などについて、しっかりとリーダーシップを取って



この一年を振り返りますと、やはりコロナに始まりコロナに終わるといふ一年だったと思われまふ。一昨年度の活動制限期間は半年ぐらいでしたが、昨年度は年間を通じて、東税政

らいたいと考えておりまふ。総裁選後には衆議院総選挙があります。東京税政連も候補者30名を推薦しており、税理士会、税政連の要望実現のために尽力下さる望美現のために尽力下さる30名、全員の当選を目指して応援していきたくと考えています。

この一年を振り返りますと、やはりコロナに始まりコロナに終わるといふ一年だったと思われまふ。一昨年度の活動制限期間は半年ぐらいでしたが、昨年度は年間を通じて、東税政

らいたいと考えておりまふ。総裁選後には衆議院総選挙があります。東京税政連も候補者30名を推薦しており、税理士会、税政連の要望実現のために尽力下さる望美現のために尽力下さる30名、全員の当選を目指して応援していきたくと考えています。

らいたいと考えておりまふ。総裁選後には衆議院総選挙があります。東京税政連も候補者30名を推薦しており、税理士会、税政連の要望実現のために尽力下さる望美現のために尽力下さる30名、全員の当選を目指して応援していきたくと考えています。

論説

9月29日、決選投票の結果、自民党岸田新総裁誕生。振り返れば、今年はコロナ禍での五輪・パリンピック開催、藤井聡太氏の「最年少三冠」達成、衆議院選挙実施など、記憶に残る1年となりそうです。

税制改正への熱き行動で理想的な未来へ

一方、地味ながら、税理士としての理想を追い求める、税政連活動は絶え間なく続けられており、その重要な活動の一つに税制改正に対する「陳情」があります。それは何時、どのような行われるのか、本年における具体的実施状況をご紹介します。

れまふが、例年のスケジュールでは、8月末に府省庁から予算の概算要求が提出され、税制改正の要望が中甸に各種団体から提出される。税制改正要望のうち重点項目の抽出が行われる予定だからです。

今年については、時間的制約からポイントを選び、数多くの要望事項の中から、

①消費税率を単一税率に、適格請求書等保存方式(インボイス方式)の導入に反対する。

②役員給与と税制を抜本的に見直す。

③災害により生じた損失については、新たに災害損失控除を創設する。の三つにまとめました。

これら税制改正項目を考える基本的な視点として、税理士にとっての最重要関心事として、第一に、我が国の9割を超える中小企業者にとって望ましい税制であること(①&②)、第二に、その税制が理論的整合性を保つて

は、今年については、時間的制約からポイントを選び、数多くの要望事項の中から、

①消費税率を単一税率に、適格請求書等保存方式(インボイス方式)の導入に反対する。

②役員給与と税制を抜本的に見直す。

③災害により生じた損失については、新たに災害損失控除を創設する。の三つにまとめました。

これら税制改正項目を考える基本的な視点として、税理士にとっての最重要関心事として、第一に、我が国の9割を超える中小企業者にとって望ましい税制であること(①&②)、第二に、その税制が理論的整合性を保つて

は、今年については、時間的制約からポイントを選び、数多くの要望事項の中から、

は、今年については、時間的制約からポイントを選び、数多くの要望事項の中から、

①消費税率を単一税率に、適格請求書等保存方式(インボイス方式)の導入に反対する。

②役員給与と税制を抜本的に見直す。

③災害により生じた損失については、新たに災害損失控除を創設する。の三つにまとめました。

これら税制改正項目を考える基本的な視点として、税理士にとっての最重要関心事として、第一に、我が国の9割を超える中小企業者にとって望ましい税制であること(①&②)、第二に、その税制が理論的整合性を保つて

最後に税制改正要望書ですが、今以上に議員に理解されやすいものにリニューアルしたいと考えています。

本年度も充実した税政連活動を継続して行い、税制改正、税理士法改正に向けて尽力していきたく考えています。



片山さつき参議院議員の協力のもと、関係省庁との勉強会開催。10月25日、本連盟は、東京税理士会と共催で、「令和4年度税制改正の動向」に関する勉強会(財務省・国税庁・総務省・経済産業省・中小企業庁・デジタル庁)を開催した。

「税政連サポート募金」にご協力をお願いします

本連盟は、国民のための税理士制度及び租税制度を確立するために必要な政治活動を行っています。税政連へのご協力をお願いいたします。

Support2021 1口 5,000円

税政連 サポート募金ご協力をお願いします。

「税政連サポート募金」は政治資金規正法の関係上、個人の税理士の方を対象としております。法人にお勤めの方がお振込をされる場合は個人名をご記入下さいませようお願い申し上げます。また、個人の方についても日本国籍を有する方に限らせていただきます。(規正法第21条、第22条の5)

※募金用の郵便振込用紙を挟み込んでおります。

税理士事務所と関与先を守る安心の補償

税理士職業賠償責任保険 加入のおすすめ

依頼者に損害を与えた場合に、賠償が可能であることが専門家としての要件とも言われています。専門家責任を果たすための一つの手段として、加入をおすすめしています。

資料請求先 (株)日税連保険サービス
〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館5階
電話 0120-320-912 FAX 03-5435-0907

ホームページ www.zeirishi-hoken.co.jp

保険契約者(団体契約) 日本税理士会連合会

中小企業税制の現状

1. はじめに

新型コロナウイルスの感染拡大は沈静化してきたものの、第6波も危惧され、厳しい状況が続いている。飲食業を中心として我が国の中小企業は全く先の見えない程の大きな打撃を受けている。この我が国の経済の屋台骨を支えている中小企業に係る税制について検証してある。

中小企業は大企業に比べて経営基盤が安定していないことから、税制上の優遇措置や補助金の支給などが様々な支援が受けられる。一口に「中小企業」と言っても、その定義はそれぞれ法律によって異なるが、一般的には税制において、「中小企業」に対する種々の優遇がなされている。昨今、大手旅行代理店や新聞社などが資本金を1億円以下に減資する報道もある。この大企業の行動について考えていく。

2. 中小企業の定義

(1) 中小企業基本法

中小企業基本法では、会社法上の会社に限らず、個人事業主や士業法人も含まれ、業種毎に資本金や従業員数の区分がなされている。(図表1・2中小企業基本法での中小企業の範囲と数)

図表1 中小企業の範囲

業種	中小企業者		うち 小規模企業者 従業員
	資本金	又は 従業員	
製造業その他	3億円以下	300人以下	20人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

(出所) 中小企業庁資料より作成

図表2 中小企業者の数

事業者数 (割合)	内 訳	
	法人 (割合)	個人事業者 (割合)
大企業 1.1万社 (0.3%)	1.1万社 (0.3%)	—
中小企業者 380.9万社 (99.7%)	172.0万社 (45.0%)	208.9万社 (54.7%)
うち 小規模事業者 325.2万社 (85.1%)	127.9万社 (33.5%)	197.3万社 (51.6%)

(出所) 総務省「平成26年経済センサス—基礎調査」再編加工等より作成

「当面の問題」シリーズ 138

3. 税法上の特例(措置)

(1) 中小法人等に該当する場合

① 法人税率の特例 年8.0% (法人税率の特例 年8.0% (法66①・指42の3の2①))

② 償倒引当金の特例 (法52の4⑥⑦、指42の6①、指42の7②③、指42の9①)

③ 青色欠損金の繰越控除 (法57①②)

④ 青色欠損金の繰戻還付 (法80①・指66の12①)

(注) 特例により資本金10億円以下(大規模法人)の100%子会社等を除くも対象(新型コロナウイルス特例7)

⑤ 特定同族会社の留保金課税の適用除外(法67①)

⑥ 交際費等の損金不算入(指61の4②)

(2) 中小企業者に該当する場合

① 高度省エネルギー増進設備等取得した場合の税額控除(指42の5②)

② 給与等の引上げ及び設備投資を行った場合の法人税額の特別控除(指42の12の5②)

③ 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例(指67の5①)

(以上、一部抜粋)

「投資促進税制」系統の要件がある。

イ. 「研究開発税制」系統

試験研究費の税額控除の特例(指42の4⑦七・指42の4⑩)に規定する中小企業者(中小企業者の範囲が同じである制度)

① 高度省エネルギー増進設備等取得した場合の税額控除(指42の12の3①②)

② 特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除(指42の12の3①②)

③ 特定事業継続力強化設備等の特別償却(指44の2④)

(以上、一部抜粋)

4. 「中小」の区分(分類)の問題点

上記のように、一定の中小法人(事業者)については各種の特例が適用されて

いる。これら措置法上の優遇措置は「特定の政策的意図を推進する観点から財務状況の脆弱な中小企業に對して特別に支援を行う」趣旨で創設されている。規定では基本的に資本金の額が1億円以下である(大法人との完全支配関係の特別な関係がある場合を除く)、「中小」に該当する。資本又は出資を有しない法人については、常時使用する従業員数が1,000人を超えることが該当要件である。

また、大企業並みの所得を得ている「適用除外事業者」として、その事業年度の開始の日前3年以内に終了した各事業年度の「所得」の金額の年平均が15億円を超える法人については「中小」ではない。(平成29年度改正)とされている。

現実には法人の規模を「資本金」で判断することは前時代的であると言えよう。また資本等があれば従業員数の規制もなく(※少額減価償却資産の特例については従業員数500人以下の要件)、非上場株式評価の際の「大・中・小法人」の区分のように「総資産価額」「年取引金額」やの制限もなく、売上高が数百億あっても年所得金額で、「中小」の区分判断がされ、これらの特例の恩恵を享受することができている。

上場企業等やそれらの一定の資本関係を持つ法人を除く「一般の法人」の資本政策として、資本金を1億円以下とするこのメリットは絶大ではないか。もちろん当然ではあるが、所得のある法人が対象の「前

提であり、基本的な欠損法人的の救済にはならない。中小企業の活性化・事業存続のための施策は、税法での優遇措置以外に求められている。

資本金の大きさで「大会社・優良会社」という過去の体面イメージにとらわれることなく「実利」が選択されている現状であると言える。

5. これからの行方

中小法人に対する税制上の特例(優遇措置)の適用は、資本金等の金額、従業員数、取引高、事業規模等の複数の要素を含めて総合的にかつ慎重に判断されるべきである。現行のまま「資本金1億円以下」という区分は、早急に検討が必要であらう。

また、国内における法人全体の数に占める中小企業の割合は、99%超となっている。若干飛躍した見方だが、この数的バランス上は、必ずしも「中小企業」の現状をみると、税法の基本的対象(原則)を「中小法人(企業等)」として、絶対数の少ない「大会社」に対する規定を「除外規定」として、(優遇措置等の適用除外規定)とした方が、税法の難解な条文構成がシンプルになるのかもしれない。

きめ細かいと言ふより、「細切れ」とも言える各施策、制度毎の複雑な要件の簡素化が求められる。

(政策調査委員・香山正男) 人参考

国立国会図書館 調査と情報 No.11449

「中小企業向け税負担軽減措置の在り方」 同No.11450

「中小企業の定義」

ずっと安心するために、マイナンバーも電子申告も 達人シリーズ!



自由に組み合わせOK!

導入品目数に応じてソフトを割引サービス!

お客様に満足いただいている理由の第1位は、「カンタンで使いやすい!」こと。 「価格の安さ」で「達人」に乗り換えていただいたお客様からも、「使いやすい!」に高い評価をいただいています。

※別添録音録、出資金のご負担を軽減いたします。

6品目以上導入

➡

6 %OFF

8品目以上導入

➡

8 %OFF

10品目以上導入

➡

10 %OFF

ソフト保守料・電話サポート込



東京税理士会データ通信協同組合 Tel: 03-3341-0260 URL: <http://tokyo.zenokoku-data.net> E-mail: eigyoutokyodata.or.jp

第3号議案

令和3年度運動方針決定の件
令和3年度運動方針

一 運動方針
令和3年度においても新型コロナウイルス感染症の収束が見えず不透明な状況にある。経済活動の制限解除と感染拡大、そして再びの制限。度重なる感染防止措置を受け市場経済はまだまだ打撃を受けたままである。不況にあえぐ中小零細事業者をしのぎに「適格請求書等保存方式(インボイス方式)」の事業者登録が令和3年10月より動き出す。コロナ禍において、税制改正をはじめとする各政策提言に税理士政治連盟の存在意義をかけた運動が期待される。令和4年度の重要項目として、「消費税率の単一税率」として、「適格請求書等保存方式(インボイス方式)」の導入に反対する「役員給与制を抜本的に見直す」と、「災害により生じた損失については、新たに災害損失控除を創設することにも、所得控除の最後に適用したうえで、翌年以降10年間の繰越控除を認めること」とまた、個別要望項目として、「法人番号の指定を受けることとなる者の範囲に、個人事業主を加えること」と「所得税の確定申告期限を延長すること」等が挙げられる。複数税率制度については引き続き検証を行うとともに、「適格請求書等保存方式(インボイス方式)」についても免税事業者排除の問題、事務やコストの負担の観点から強く凍結・廃止の運動を行っている。

また、災害関連税制については、震災はもとより昨今頻発に発生する集中豪雨による甚大な被害に對し迅速な被災者支援を可能とするための税制改正に向けた運動を引き続き強く行う。一方、税理士法改正については令和3年度の税制改正大綱の検討事項とされた。ICT化とウイズコロナ時代への対応、多様な人材確保、税理士に対する信頼の向上を図るための環境整備等令和4年度の税理士法改正実現に向け、東京税理士会、日本税理士政治連盟等と連携して強力に運動を行う。



強力を推進する。
1. 社会の要請する国民のための税理士制度の確立
2. 憲法の理念に立脚した公平な租税制度の確立
3. 納税者の声が反映された税制の確立
4. 租税立法手続の透明性の確立
5. 税務行政における適正手続の確立
6. 中小企業のための企業法制の確立
7. 税理士の公益的業務への参画
8. 社会の変動に対応した税政連の組織及び運動の確立
二 重点運動
上記の運動方針に基き、国会及び地方議会関係者、日本税理士政治連盟、中小企業団体及び消費者団体等との連携を強化し、次の重点運動を強力に展開する。

- 1. 税理士に対する信頼と納税者利便の向上を図る観点から更なる税理士制度の発展を目指して、税理士法の改正の実現に向けた運動を行う。
2. 税の専門家として、中小企業に過重な負担をもたらすことのないよう、納税者の声が反映された税制改正を実現するための運動を行う。
3. マンパワー制度の導入が申告納税制度に与える影響を検討し、適切に対応する。
4. 東京税理士会、支部、単位税政連との連携を図り、組織強化及び財政確立のための運動を行う。
5. 本連盟の政策実現を図るための真の代表を国会及び地方議会に送るため、単位税政連及び国会議員等後援会と連携しつづ強力な運動を行う。また、新たな国会議員等後援会の設立を促進する。
6. 納税者の権利利益を擁護する立場から、税務行政の改善及び適正手続の確立を図る国税通則法の目的規定の改正と納税者権利憲章を策定するための運動を行う。
7. 政府における規制・制度改革の動向を注視しつづ、税理士制度に与える影響に適切に対応する。
8. 司法制度に対しては、国民のための司法制度構築をめざし、税理士の立場を踏まえて積極的な役割を担うための運動を行う。
9. 災害関連税制については、被災者に対しより一層の税制面からの支援が必要であるため、迅速な被災者支援を可能とするための税制確立に向けた運動を行う。
10. 税理士に期待される社会的役割を踏まえて、登録政治資金監査人制度、地方自治体・地方独立行政法人等の監査制度、行政不服審査法改正に伴う審理員制度の充実等に資するための公益的業務に積極的に参画していくための運動を行う。
11. 税理士法第52条違反行為等、業務及び職域の侵害となる動向に対して厳格に対応する。
12. 国及び地方公共団体の公会計制度改革(複式簿記・発生主義会計)の実現のための運動を強力に行う。
13. 国民に信頼される民主的な租税制度の発展に資するため、国民のための租税教育及び簿記会計の普及、促進を行う。
15. コロナ禍における税制措置、経済政策に迅速に対応し、中小企業者への支援を行う。特に、「所得税の確定申告期限の延長」について引き続き強力な運動を行う。

第5号議案

令和3年度収支予算決定の件
令和3年度収支予算

令和3年7月1日から令和4年6月30日まで

Table with columns: (収入の部), 科目区分, 科目, 予算額, 前年度予算額, 増減, 摘要. Includes rows for 会費, 寄付金, 事業収入, 雑収入, 当期収入合計, etc.

Table with columns: (支出の部), 科目区分, 科目, 予算額, 前年度予算額, 増減, 摘要. Includes rows for 事業活動費, 組織活動費, 日税政分担金, 経常経費, 予備費, 当期支出合計, etc.

第4号議案

令和3年度組織活動方針決定の件

令和3年度運動方針に基づき、各機関において事業活動を強化し、社会の要請する国民のための税理士制度の確立並びに規制・制度改革の動向への対応等に組織を挙げて取り組むこととする。
1. 政策委員会
一 本年度運動方針に基づき具体的政策を企画立案する。
二 中小企業団体、報道関係者、消費者団体、他士業団体等との連携強化策を企画立案する。
2. 規制・制度改革、構造改革と並行して国際化、情報化、多様化が急速に進む社会の変動を踏まえて、本連盟の長期的政策を検討する。
5. 東京税理士会との連絡調整を図る。
1. マンナ入収支による危機的財政状況を脱するたため、単位税政連及び本連盟各委員会と連携し、会員数増強による会費収納率の向上を図り、持続可能な財政

基礎の確立を目指す。
1. 前年度に引き続き、効果的かつ効率的な予算執行に努める。
2. 政治資金規正法の理解と、政治資金に対する正しい認識の研修と普及に努める。

3. 組織委員会
本連盟の更なる組織強化のため、単位税政連の会員の増強及び活動の充実を図る。
4. 単位税政連会長・幹事長合同会議及びロング別単位税政連会議を主宰する。

5. 証券交付式において新規登録者に対し、税政連への加入勧奨を行う。
6. 財務委員会と連携して、会費及びサポート募金の円滑な収納を図る。
7. 国・地方議員、地方議会議員等との懇談会を企画実施する。

8. 広報委員会
本連盟の目的達成のため機関紙「東京税政連」を発行し、情報の提供を行う。
9. 各選挙ごとに本連盟の選挙対策を企画立案し、各単位税政連及び国会議員等と連携し、選挙の際の応援活動体制の整備及び強化を図る。

10. 国会議員、地方議会議員等との懇談会を企画実施する。
11. 全国各企業関係団体等との連携強化を図り、国政等に対し、共に陳情等の具体的な運動を実施する。
12. 公職選挙法等の理解と、選挙に対する正しい認識の研修と普及に努める。

13. 政治資金規正法の理解と、適正な政治資金監査の普及に努める。
14. 改正税理士法のその後に向けた準備を進め、機関紙及びホームページを通して会員への情報提供を行う。
15. 議員、納税者、中小企業関係団体等に対する連携強化を図り、国政等に対し、共に陳情等の具体的な運動を実施する。

16. 全国各税政連と交流し、情報の交換を図る。
17. 「東京税政連ホームページ」の適正な運営を図るとともに、関連各委員会と連携し、適時、迅速な情報提供を行う。

18. 広報委員会
本連盟の目的達成のため機関紙「東京税政連」を発行し、情報の提供を行う。
19. 各選挙ごとに本連盟の選挙対策を企画立案し、各単位税政連及び国会議員等と連携し、選挙の際の応援活動体制の整備及び強化を図る。
20. 国会議員、地方議会議員等との懇談会を企画実施する。

21. 全国各企業関係団体等との連携強化を図り、国政等に対し、共に陳情等の具体的な運動を実施する。
22. 公職選挙法等の理解と、選挙に対する正しい認識の研修と普及に努める。
23. 政治資金規正法の理解と、適正な政治資金監査の普及に努める。

24. 改正税理士法のその後に向けた準備を進め、機関紙及びホームページを通して会員への情報提供を行う。
25. 議員、納税者、中小企業関係団体等に対する連携強化を図り、国政等に対し、共に陳情等の具体的な運動を実施する。

26. 全国各税政連と交流し、情報の交換を図る。
27. 「東京税政連ホームページ」の適正な運営を図るとともに、関連各委員会と連携し、適時、迅速な情報提供を行う。

28. 広報委員会
本連盟の目的達成のため機関紙「東京税政連」を発行し、情報の提供を行う。
29. 各選挙ごとに本連盟の選挙対策を企画立案し、各単位税政連及び国会議員等と連携し、選挙の際の応援活動体制の整備及び強化を図る。

30. 国会議員、地方議会議員等との懇談会を企画実施する。
31. 全国各企業関係団体等との連携強化を図り、国政等に対し、共に陳情等の具体的な運動を実施する。
32. 公職選挙法等の理解と、選挙に対する正しい認識の研修と普及に努める。

33. 政治資金規正法の理解と、適正な政治資金監査の普及に努める。
34. 改正税理士法のその後に向けた準備を進め、機関紙及びホームページを通して会員への情報提供を行う。
35. 議員、納税者、中小企業関係団体等に対する連携強化を図り、国政等に対し、共に陳情等の具体的な運動を実施する。

来賓あいさつ 東京税理士会会長 足達 信一



本日は東京税理士政治連盟第55回の定期大会にお招きいただきまして、ありがとうございます。

東京税理士政治連盟と東京税理士会の関係は、よく車の両輪に例えられます。輪の一方である本会が作成した改正要望書、もう一方が作成した改正要請書、もう一方が作成した改正要請書、もう一方が作成した改正要請書...

この一層日本の制度の中に密着していただくためには、後から追いついていくのではなく、ICCT化を促す牽引していくのがなければ、我々の業界というものは、未だに電卓をばっしょい計算しているというイメージが払拭できないのです。また、ICCT化だけでなく多様な人材の確保も喫緊の課題です。

これを一層日本の制度の中に密着していただくためには、後から追いついていくのではなく、ICCT化を促す牽引していくのがなければ、我々の業界というものは、未だに電卓をばっしょい計算しているというイメージが払拭できないのです。また、ICCT化だけでなく多様な人材の確保も喫緊の課題です。

改正税理士法の具体的な内容は、国・地方議員、地方議会議員等との懇談会を企画実施する。全国各企業関係団体等との連携強化を図り、国政等に対し、共に陳情等の具体的な運動を実施する。

以上のことから、最終的な着地点は規約改正などの議論を通して、各会員に税政連に関心を持ってもらうことだと考えています。
内田代議員(町田)

各税政連は、各税政連により多少の違いはあるが基本的に導入反対のスタンスである。
菅原政策委員長

制度発展に向けた税理士法改正のために!

本日は東京税理士政治連盟第55回の定期大会にお招きいただきまして、ありがとうございます。東京税理士政治連盟と東京税理士会の関係は、よく車の両輪に例えられます。輪の一方である本会が作成した改正要望書、もう一方が作成した改正要請書、もう一方が作成した改正要請書...

この一層日本の制度の中に密着していただくためには、後から追いついていくのではなく、ICCT化を促す牽引していくのがなければ、我々の業界というものは、未だに電卓をばっしょい計算しているというイメージが払拭できないのです。また、ICCT化だけでなく多様な人材の確保も喫緊の課題です。

これを一層日本の制度の中に密着していただくためには、後から追いついていくのではなく、ICCT化を促す牽引していくのがなければ、我々の業界というものは、未だに電卓をばっしょい計算しているというイメージが払拭できないのです。また、ICCT化だけでなく多様な人材の確保も喫緊の課題です。

改正税理士法の具体的な内容は、国・地方議員、地方議会議員等との懇談会を企画実施する。全国各企業関係団体等との連携強化を図り、国政等に対し、共に陳情等の具体的な運動を実施する。

以上のことから、最終的な着地点は規約改正などの議論を通して、各会員に税政連に関心を持ってもらうことだと考えています。
内田代議員(町田)

各税政連は、各税政連により多少の違いはあるが基本的に導入反対のスタンスである。
菅原政策委員長

さて、我々税理士の最も重要な来賓の通常国会で改正を指摘するというスケジュール感となっております。わななくなっています。したがって、税理士の業務、

50代の方必見!! にちげいきょうさい 日本税理士共済会 の団体介護保障 申込受付中!
ご加入いただける方
<税理士本人・配偶者>
新規加入 70 才まで。更新 80 才まで。
<本人・配偶者の実父母>
新規加入、更新ともに 85 才まで。
パンフレットで負担金の安さをご確認下さい!



選任役員一覧

Table listing election results for various committees including Policy, Finance, Organization, National, Broad, and Post-conference. Lists names and affiliations for each role.

東京税理士政治連盟 委員一覧

Table listing members of the Tokyo Tax Accountants Political Alliance across six committees: Policy, Finance, Organization, National, Broad, and Post-conference.



都議会各会派とのヒアリングに参加
7月16日開催の幹事会において、「都政に関する要望」が決定した。
本要望では、税制に関する要望項目として「償却資産に係る固定資産税の申告期限、資産の区分を見直すこと」、「外形標準課税を中小企業に導入しないこと」、「固定資産税について30万円未満の減価償却資産を課税対象から除外すること」、「個人事業税について事業主控除額を引き上げ、課税対象事業の範囲を見直すこと」を掲げている。

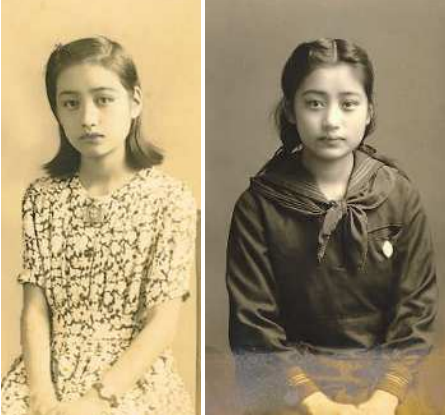
Advertisement for Nichize Group (日税グループ) featuring a cityscape background and text promoting their services for tax accountants and businesses.

私のスナップ

川邊 洋二 (北沢)



一九四五年
昭和20年に撮影された写真で、写っている人物は私の母、当時15歳でした。...



ほのぼの喫茶室

Comic strip panels showing a tea room scene with dialogue about art and social issues.

税理士後援会の活動



R 3. 9. 1 下村博文税理士後援会総会



R 3. 10. 1 税理士による松原仁を囲む会総会

- 税理士による小田原潔後援会総会
○税理士による石原ひろたかを囲む会総会
○税理士による辻清人後援会総会
○税理士による山田美樹後援会総会

最近「シズル」という言葉を知った。日本語訳はジュジュと肉が焼ける擬音語なのだ。...

くほくのジャガイモにいかの塩辛がのった出来立ての食材といたたくのは格別だ。...

東税政ホームページにアクセスしてください!
Home page information and search bar for Tokyo Tax Association website.

MJS 働き方改革
Accounting firm advertisement for MJS, featuring '働き方改革' (Work Style Reform) and '働き方改革が進まない...' (Work style reform is not progressing...).

組合員・準会員のみならず、ゆとりのある人生を

国民年金基金の加入希望者を募集中です。

5つのメリット

- 掛金は全額所得控除
- 終身年金が基本
- 年金額が確定、掛金も一定
- 万が一のときは家族に一時金
- 自由なプラン設計



- ・本組合が加入している日本税理士協同組合連合会と全国国民年金基金は加入希望者紹介業務に関する契約を締結しております。
- ・本組合の紹介票にて加入希望者をご紹介いただき、加入が成立した場合、ご紹介いただいた税理士に紹介手数料をお支払いさせていただきます。
- ・支所への報奨金を贈呈する「紹介キャンペーン」を実施中です。(令和4年3月31日まで)

<資料請求先>

東京税理士協同組合 TEL 03-5363-2011

<国民年金基金制度等に関するお問合せ先>

全国国民年金基金東京支部 TEL 0120-65-4192

ご利用ください! 東税協の直営売店

ご利用の際は、組合員証・準会員証をご提示ください

東税協の組合員・準会員の皆様に

3つの特典

1. 一部の商品を除き定価の**10%割引**
2. 1回のお買上げ金額10%割引後5,000円以上**送料無料**
特別優待券ご利用の場合は、差し引き前金額が5,000円以上で送料無料となります。
3. **代金後払いサービス**
組合員・準会員特別優待券をご利用いただけます。
ホームページ・FAXにてご注文ください。

好評発売中 2022年版

- 「税務手帳」 組合員価格854円
- 「税務日誌」 組合員価格2,204円
- 「職員執務日誌」 組合員価格1,782円

今年度も11月上旬に入荷予定

- 令和3年版
確定申告の早見表 組合員価格240円

業務に役立つ専門図書や東京会参考書式が充実

<お申込み・お問い合わせ> **東京税理士協同組合直営売店** (TEL・FAXは下記をご覧ください)

東税協共栄会 定期的な集金業務を効率良く! 安全に!

NSSの「関与先向け集金代行サービス」

1件からご利用可能!

NSS口座振替システム(Eタイプ)導入のメリット

- 1 簡単で使いやすい
Web画面でのデータ入力で「年会費」や「変動する請求金額」にも対応できます。
- 2 振替日は3つの中から選択
ご契約にあたり8日・22日・27日のいずれかの口座振替日をご指定いただけます。
- 3 丁寧なサポート
コールセンターの専任スタッフが操作方法など親切・丁寧にサポートいたします。

※ご契約にあたり委託先会社の所定の審査があります。

<お問い合わせ>

大同生命グループ NSS日本システム収納株式会社 詳細はWebで
TEL 0120-700-676 日本システム収納 検索

紹介手数料をお支払いします



POWERS UNLIMITED

株式会社パワーズアンリミテッド 不動産管理代行事業

東税協共栄会

アパート、マンション経営でお悩みを抱えている方へ
確かなノウハウでオーナー様のお悩みを解決に導きます

- お悩み ① 部屋がうまらない...
空室問題の把握と分析をし、
募集方法の見直しを実施
- お悩み ② 滞納者が多くて困る...
家賃集金の早期チェック~督促業務まで機械に対応
- お悩み ③ 管理が煩わしい、現在の管理に不満がある...
管理内容、修繕、原状回復トラブルの解決まで細かくご提案

事業化実績
499棟
7,343戸



株式会社パワーズアンリミテッド

【東京本社】〒162-0066 新宿区市谷台町8-8 TEL:03-5362-0880
【吉祥寺支店】〒180-0003 武蔵野市吉祥寺南町2-4-12 TEL:0422-79-8800



東京税理士協同組合 <https://www.tozeikyo.or.jp>

組合事務局

〒151-0051
東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1
東京税理士協同組合会館
TEL 03(5363)2011(代) FAX 03(5363)2008

直営売店

〒151-0051
東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-6
東京税理士会館1階
TEL 03(3354)6141(代) FAX 03(3354)6446